

社会福祉法人寿水会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿水会定款の規定に基づき、社会福祉法人寿水会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員会委員と併せて役員等という。

なお、法人における役員等は、すべて非常勤である。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長が理事会及び評議員会に出席したときは、1回につき報酬として20,000円を支給する。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しないものとする。

2 役員（理事長を除く。）が理事会に出席したときは、1回につき報酬として10,000円を支給する。また、必要に応じて評議員会に出席した場合も同様とする。ただし、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しないものとする。なお、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事にあつては、本項に掲げる報酬は支給しない。

3 評議員が評議員会に出席したときは、1回につき報酬として10,000円を支給する。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

2 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または、評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。なお、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事にあつては、本項に掲げる報酬は支給しない。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(評議員選任・解任委員会委員の出席報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会委員が、評議員選任・解任委員会への出席または法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。なお、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている委員にあつては、本項に掲げる報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員(理事長を除く。)及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員に対する出席報酬は、それぞれの用務に出席の都度現金にて支給する。

2 理事長に対する第3条第1項及び第4条第1項に掲げる出席報酬については、1箇月単位で月1回の支給とし、毎月月末に当該用務の回数を取りまとめて翌月に現金にて支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、寿水会旅費規程に定める旅費を支給する。

2 この規定は、評議員選任・解任委員会委員にも適用する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月20日(評議員会決議日)から施行する。

別表1

名 称	報酬の額	備 考
理事長業務報酬(日額)	20,000円	第4条第1項
理事及び評議員業務報酬(日額)	10,000円	第4条第2項
監事監査業務報酬(日額)	20,000円	第4条第3項
監事の監査業務以外の報酬(日額)	10,000円	第4条第3項
評議員選任・解任委員会委員の業務報酬(日額)	5,000円	第5条